

土砂災害警戒区域 土砂災害特別警戒区域

追補版

(令和7年3月19日更新)

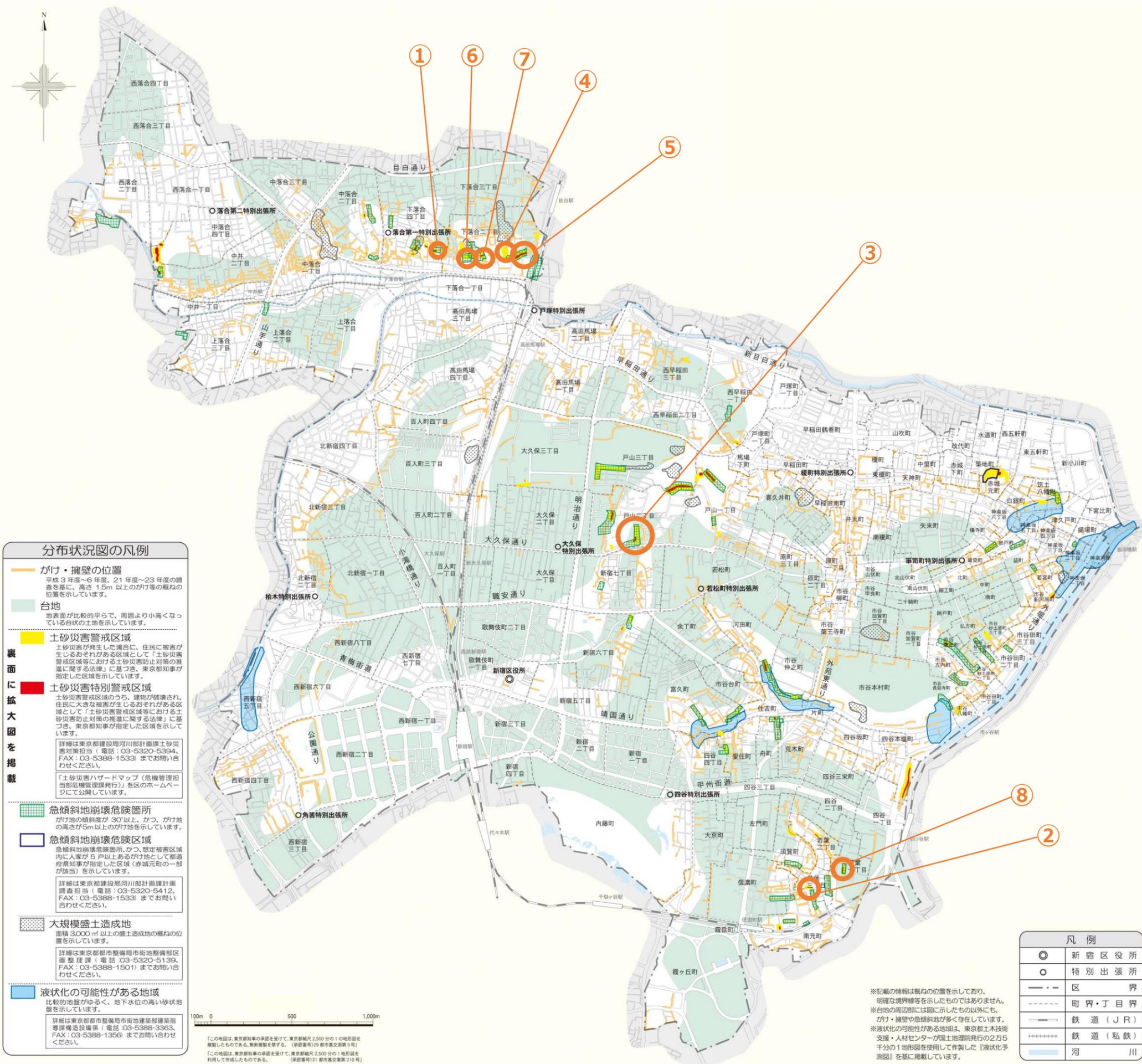
土砂災害対策工事(擁壁の築造等)が完了したことに伴い、変更となっている区域があります。変更の詳細については裏面をご確認ください。

- 令和3年9月15日変更
 - ①下落合四丁目(K008)
- 令和4年11月18日変更
 - ②若葉三丁目・南元町(K040)
- 令和5年6月21日変更
 - ③戸山二丁目(K030)
 - ④下落合二丁目(K011)
 - ⑤下落合二丁目(K012)
 - ⑥下落合二丁目(K023)
 - ⑦下落合二丁目(K024)
- 令和7年3月19日変更
 - ⑧若葉一丁目(K041)

土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域の位置は東京都ホームページ(土砂災害警戒区域等マップ)でもご確認いただけます。

下記の二次元バーコードを読み取るか、URLを直接ご入力いただくとサイトにアクセスできます。

【URL】
<https://www2.sabomap.jp/tokyo/>



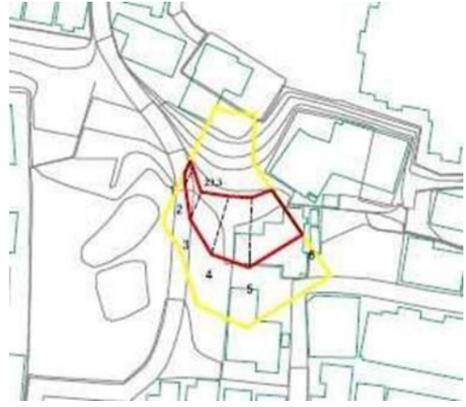
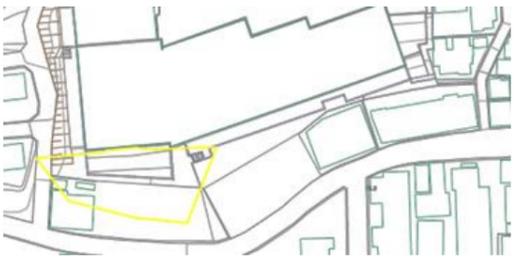
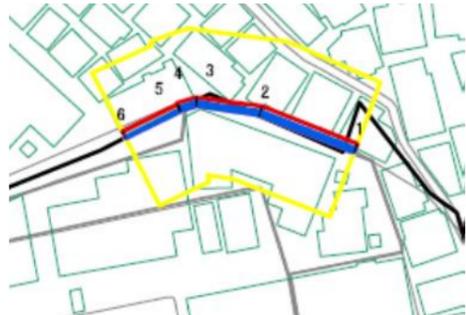
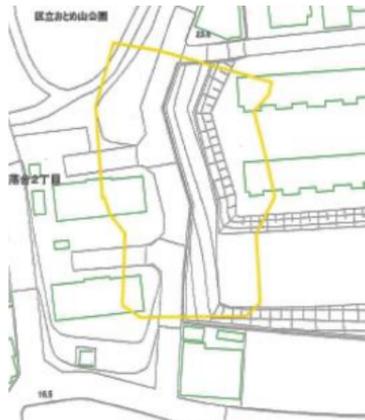
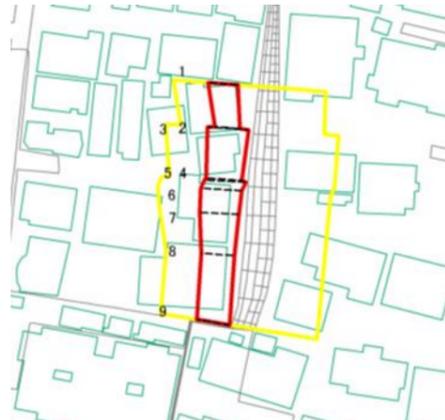
分布状況図の凡例

- がけ・擁壁の位置
平成3年度～6年度、21年度～23年度の調査を基に、高さ1.5m以上のがけ等の概ねの位置を示しています。
- 台地
地表面が比較的平らで、周囲より小高くなっている台状の土地を示しています。
- 土砂災害警戒区域
土砂災害が発生した場合、住民に被害が生じるおそれがある区域として「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」に基づき、東京都知事が指定した区域を示しています。
- 土砂災害特別警戒区域
土砂災害警戒区域のうち、建物が破壊され、住民に大きな被害が生じるおそれがある区域として「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」に基づき、東京都知事が指定した区域を示しています。
詳細は東京都建設局河川部計画課土砂災害対策担当(電話:03-5320-5394, FAX:03-5388-1533)までお問い合わせください。
「土砂災害ハザードマップ(危機管理担当部危機管理課発行)」を区のホームページにて公開しています。
- 急傾斜地崩壊危険箇所
がけの傾斜度が30°以上、かつ、がけ地の高さが5m以上のがけ地を示しています。
- 急傾斜地崩壊危険区域
急傾斜地崩壊危険箇所かつ、想定被害区域内に人家が5戸以上あるがけ地として都道府県知事が指定した区域(赤城元町の一部が該当)を示しています。
詳細は東京都建設局河川部計画課土砂災害対策担当(電話:03-5320-5412, FAX:03-5388-1533)までお問い合わせください。
- 大規模盛土造成地
面積3,000㎡以上の盛土造成地の概ねの位置を示しています。
詳細は東京都都市整備局市街地整備部調整課(電話:03-5320-5139, FAX:03-5388-1501)までお問い合わせください。
- 液状化の可能性がある地域
比較的地盤がゆるく、地下水位の高い砂状地盤を示しています。
詳細は東京都都市整備局市街地建設部建設指導課(電話:03-5388-3363, FAX:03-5388-1356)までお問い合わせください。

【この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都幅員2,500分の1の地図図を複製したものである。】(承認番号)京都市政交第5号
【この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都幅員2,500分の1の地図図を利用して作成したものである。】(承認番号)京都市政交第210号

凡例	
◎	新宿区役所
○	特別出張所
---	区界
- - -	町界・丁目界
—+—	鉄道(JR)
+++++	鉄道(私鉄)
— —	河川

※記載の情報は概ねの位置を示しており、明確な境界線等を示したものではありません。
※台地の周辺部には図に示したものを除き、がけ・擁壁や急傾斜地が多く存在しています。
※液状化の可能性がある地域は、東京都土木技術支援・人材センターが国土院発行の2万5千分の1地形図を使用して作成した「液状化予測図」を基に掲載しています。

		変更前		変更後				変更前		変更後	
①	下落合四丁目(K000)(8)		→		⑤	下落合二丁目(K012)		→			
②	若葉二丁目・南元町(K040)		→		⑥	下落合二丁目(K023)		→			
③	戸山二丁目(K030)		→		⑦	下落合二丁目(K024)		→			
④	下落合二丁目(K011)		→	区域指定 解除	⑧	若葉一丁目(K041)		→	